

65歳以上のひとり暮らし等で
ご病気により常時注意が必要な方へ

高齢者緊急通報システム

令和5年
4月から

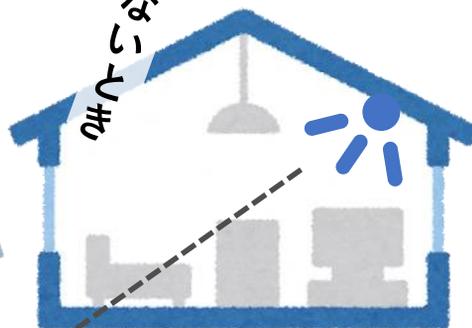
無料

緊急時 かけつけます

急な発作などのときも
ボタンひとつで連絡できます

24時間以上お部屋で
安全確認の上、かけつけます

24時間
365日



ご本人に代わって
救急車の出動を要請します



区の委託業者



合鍵を持ってかけつけます

この他にも、
助成があります

- ・ 鍵を預けたくない方
- ・ 他の見守りサービスも検討したい方

高齢者見守りサービス助成

他の民間サービスの費用を助成します

初期費用 13,500 円まで

月額利用料 1,500 円まで

まずはご相談ください

足立区高齢福祉課在宅支援係
(足立区役所 北館1階)

☎ 03-3880-5257

手続きの方法は裏面へ

手続きの流れ

電話相談

1

各制度の概要を説明します。助成の対象にならない場合もありますので、なるべく事前にご相談ください。

問い合わせ先：高齢福祉課在宅支援係

☎ 03-3880-5257



窓口で申請

2

各地域包括支援センター、高齢福祉課、各福祉事務所※にて申請書を記入していただきます。認印をお持ちください。

※福祉事務所は高齢者緊急通報システムの受付のみ

窓口にお越しになれない方には、申請書類を持ってご自宅を訪問しますので、ご相談ください。



訪問調査

3

区から委託された管轄の地域包括支援センターの調査員※が、事前に日程等をご相談の上、ご自宅を訪問します。

※調査員は必ず業務委託証明書を携帯しています。不審な訪問販売等にご注意ください。



結果をお知らせ

4

区から審査結果を通知します。

※審査の結果、認定されない場合があります。

※2月1日以降に区に届いた申請は翌年度の決定となります。



注意事項

1 高齢者緊急通報システム

- 認定された方のご自宅に、委託業者が機器の取り付けに伺います。
- **合鍵を委託業者がお預かりします。**
- **電話が必要**です。
- 賃貸住宅にお住まいの方は、家屋所有者の事前承諾が必要です。
- 緊急時、必要に応じて**ご本人に代わって救急車を要請**し、緊急連絡先（ご親族等）にも連絡いたします。

※ 委託業者は、必要に応じて開錠作業を行います。医療・身体介護・搬送などの処置は行いません。

2 高齢者見守りサービス助成

- **事業者と契約する前に**申請書を提出してください。
- 認定された方は、事業者との契約後、高齢福祉課で助成金の請求手続きをしてください。
- 左記の緊急通報システムを利用中、または過去に利用したことがある方は、本助成を利用できません。

対象外の方

- シルバーピア、グループホーム等や見守り付き住宅にお住まいの方
- 介護保険施設に入所中の方
- 見守りサービスを既に契約済の方
- 住民票上の住所に住んでいない方